

東京大学大気海洋研究所共同利用・共同研究運営委員会規則

令和6年9月26日

役員会議決

東大規則第27号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所規則第11条第2項に基づき、東京大学大気海洋研究所共同利用・共同研究運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。ただし、東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会の所掌に係るものを除く。

- (1) 東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）が公募する共同利用・共同研究に関する課題を審議し、採択課題を決定する。
- (2) その他共同利用・共同研究に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京大学大気海洋研究所長（以下「所長」という。）
- (2) 学外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者 若干名
- (3) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が指名した者 若干名
- (4) その他所長が必要と認めた者

2 委員総数の半数以上は、学外者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第2号から第4号までの委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 委員会のもとに、陸上共同研究部会、気候モデリング研究部会及び学際連携研究部会を置く。

- 2 部会は、定められた任務を遂行し、委員会に提案を行う。
- 3 部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部で処理する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱される第3条第2号から第4号までの委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

沿革

東京大学大気海洋研究所共同利用・共同研究運営委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第6章 附置研究所

沿革情報

◆令和6年9月26日 役員会議決